



## 終身がん保険の第1回保険料請求月の誤りについて

終身がん保険（C2）（がん治療給付型）、終身がん保険（C3）（がん診断給付型）において、2021年10月の発売以降、第1回保険料の口座振替月またはクレジットカード会社への請求月が約款と相違しており、約款記載より1か月早く振替または請求を行っているケースがございました。

深くお詫び申し上げますとともに、以下の通り内容および対象契約についてご案内いたします。

再発防止に向けた取組みを強化していく所存でございますので、何卒ご容赦賜りますようお願い申し上げます。

なお、本件によりお客さまのご契約内容、保障内容、保険料に変更はなく、また、お客さまご自身でご対応いただくお手続きはございません。

### 1. 内容

第1回保険料の口座振替月またはクレジットカード会社への請求月が約款と相違しており、約款記載より1か月早く振替または請求を行っているケースがございました。

	正しい取扱 (約款記載)	誤ったご案内または取扱
口座振替月 クレジットカード会社への請求月	契約日の属する月の <u>翌々月</u>	契約日の属する月の <u>翌月</u>

### 2. 対象契約

保険種類	終身がん保険（C2）（がん治療給付型） 終身がん保険（C3）（がん診断給付型）
保険料払込方法	年払または半年払
保険料払込経路	口座振替払またはクレジットカード払
誤った振替または請求を行った対象契約	契約日が 2021年10月2日から2021年12月27日までのご契約*

※つぎのいずれかに該当した場合、誤った振替または請求を行っておりません。

- ・ 申込日やお手続きの関係で、口座振替月またはクレジットカード会社への請求月が「翌々月」となっている。
- ・ 第1回保険料をお振込みいただいたため、口座振替またはクレジットカード会社への請求を行っていない。

上記対象契約のお客さまに加え、お申込み時点で誤ったご案内がされている可能性がある契約に対して、個別に訂正およびお詫びのご案内をいたします。

### 3. 本件に関するご質問など

Q	A
契約内容や保障内容、保険料に影響はあるのでしょうか？	お客さまのご契約内容、保障内容、保険料への影響はございません。
追加の手続きは必要でしょうか？	お客さまご自身による追加のお手続きは不要です。
第2回以降の保険料の口座振替月またはクレジットカード会社への請求月も変わるのでしょうか？	第2回以降の保険料の口座振替月またはクレジットカード会社への請求月に変更はありません。第2回以降の保険料は年（半年）単位の契約応当日の属する月に口座振替またはクレジットカード会社への請求をさせていただきます。
クレジットカード会社への請求月とは、自分の口座から引き落とされる月ですか？	クレジットカード会社への請求月とは、当社からクレジットカード会社への請求を行う月になります。口座から引き落としされる月は、クレジットカード会社によって異なりますが、一般的に請求月の1～2か月後になります。

以上